神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金に係るFAQ

No.	種別	質問	回答
1	交付申請	川崎市内の医療機関だが、横浜市と神奈川県の両方に申請することはできるか。	川崎市と神奈川県の両方に申請することはできません。川崎市内の医療機関は川崎市に申請をしてください。
2	交付申請	補助金交付決定通知書が届く前にパソコン等を購入してしまったが補助金の交付はされるか。	補助金交付決定の通知日前に購入したパソコン等の経費については、補助金の交付対象外となります。
3	交付申請	指定医はいないが補助金の交付申請は可能か。	交付申請日において、医療機関に指定有効期間が有効な指定医が所属していない場合は申請できません。
4	補助対象	リースのパソコンは補助対象となるか。	リースの場合は補助対象外となります。
5	補助対象	補助金を活用しパソコンを購入した。次はシステム改修に補助金を活用したいが、交付申請は可能か。	本補助金は１医療機関につき１回限りの交付となるため、補助の対象にはなりません。
6	端末要件	補助金を活用しパソコンを購入しようと思うが、端末要件はあるか。	端末要件等は国から示されております。県ホームページの本補助金ページに掲載している「医療機関向け難病小慢DB 更改に関する周知（詳細）_2023 年7 月版（更新）」をご確認ください。
7	実績報告	交付決定額と交付確定額が異なっているが、なぜか。	補助対象経費外のものが含まれていた場合は、補助の対象とならないことがあります。また、交付申請時点より低い金額で購入された場合は、実際に購入にかかった費用を算定対象とします。
8	実績報告	交付決定通知書は送られてきたが、交付額の確定通知書が送られてこないのはなぜか。	交付決定額と確定額が同額の場合は、「交付額確定通知書」は送付しません。
9	実績報告	期限内に経費の支払いが完了しないが、どうしたらよいか。	期限内に経費の支払いが完了し実績報告の提出がないと、補助金の交付はできません。必ず期限内に実績報告書等提出してください。 期限内に完了しないことが判明した場合は、補助金の交付はできません。 万が一、お問合せの状況になりましたら、速やかに「神奈川県がん・疾病対策課難病対策グループ」（電話：045-210-4777）までお問い合わせください。
10	支払	補助金はどのくらいの期間で支払われるのか。	ご提出いただいた実績報告書一式により審査等を行い、特に問題無ければ、約１か月から２か月で指定の口座へお振込みします。なお、補助金のお振込みは通知いたしません。